

別表第1（第2条第1項関係）

（1）補助の対象となる市民活動の分野

ア 防犯・防災に関する活動（※）
イ 子ども・青少年に関する活動
ウ 福祉に関する活動
エ 健康に関する活動
オ 環境に関する活動
カ 文化・スポーツに関する活動

（※）防犯・防災に関する活動については、平野区と実施する協働事業及び委託事業にて平野区が経費負担をしている部分は補助対象外とする。

（2）指定する活動分野

すべての地域活動協議会について、上記ア・イ・ウの分野を指定する。

別表第2（第2条第2項関係） 活動費補助金の補助対象事業及び経費

経費区分	内容等
報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施に伴う有償ボランティア等への報酬（1人あたりの時間単価は大阪府最低賃金が上限）</li> <li>役員報酬等、補助事業と直接的に関連性がないものは対象外</li> </ul>
報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会やイベントにおける講師謝礼等</li> <li>謝礼金の基準は、大阪市の講師謝礼基準を準用し、これを超える部分は対象外</li> </ul>
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>文具等事務用品や事業にかかる必要物品購入経費</li> <li>啓発物品・簡易な景品・参加賞品等（1人 550 円（税込）以内の経費。これを超える部分は補助対象外）</li> <li>事業実施にかかる食材費、材料費</li> <li>書籍（雑誌、定期刊行物等のほか、購入予定価格が 5,000 円（税込）未満の図書）等購入経費等</li> </ul>
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施に伴うボランティア従事者に対する必要最小限の茶菓代・食事代</li> <li>茶菓代は、1人1回あたり 200 円（税込）以内の経費</li> <li>食事代は、昼・夕食時をはさむ活動を行うボランティア従事者に限り、1食あたり 850 円（税込）以内の経費</li> <li>アルコール類は補助対象外</li> </ul>
印刷製本費	・資料、パンフレット等の印刷経費等
光熱水費	・事業実施に伴う電気、ガス、水道代等
通信費・保険料・手数料	・郵便料、電話代、各種保険料、手数料
委託料	・事業実施に伴う委託料（事業全体を委託する場合は対象外）
使用料及び賃借料	・事業実施に伴う会場借り上げ経費等
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらず備品を購入したほうが効率的であると認められる1個又は1組が 50,000 円（税込）以上のもの（社会通念上、資産となるものは除く）</li> <li>書籍（雑誌、定期刊行物等を除き、購入予定価格が 5,000 円（税込）以上の図書等）購入経費等</li> </ul>
その他経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内交通費、市外への旅費</li> <li>自動車等を使用した活動に係る燃料費</li> <li>備品修繕料、事業実施に伴う車両の整備代及び軽微な建物修繕費用</li> <li>他団体と協働で実施する事業の分担金（ただし、その協働事業の決算書が必要）</li> <li>事業実施に伴う軽自動車税などの税金等</li> <li>事業実施に必要な講習会・研修会等の参加費等</li> <li>諸団体の会員として支払う会費は対象外</li> <li>その他補助対象と市長が認める経費</li> </ul>

別表第3（第2条第2項関係） 活動費補助金の補助対象とならない経費

経費区分	内容等
交際費、慶弔費	・交際費、慶弔費等
報酬	・役員報酬等、補助事業と直接的に関連性がないもの ・1人1時間あたり大阪府最低賃金を超える部分
報償費	・謝礼金のうち、大阪市の講師謝礼基準を超える部分
消耗品費	・販売及び飲用を目的とするアルコール類 (ただし、調理用として使用するものは除く)
食糧費	・茶菓代のうち、1人1回あたり200円（税込）を超える部分 ・昼・夕食時をはさむ活動を行うボランティア従事者に該当しない場合の食事代 ・食事代のうち、1人1食あたり850円（税込）を超える部分 ・アルコール類
委託料	・事業全部の委託に係る経費
会費	・諸団体の会員として支払う会費

別表第4（第2条第4項関係） 運営費補助金の補助対象

各種会議の運営事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動協議会の各種会議の開催にかかる準備、議事録作成等事務 (ただし、活動に直接関係する会議に係る経費は、活動費補助金にて対応すること)</li> </ul>
活動の実質的な実施主体間の調整事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体やN P O等市民活動団体、学校、地域その他地域活動の実質的な実施主体との連絡調整</li> <li>・他地域の地域活動協議会との連絡調整</li> <li>・区役所や中間支援組織その他関係機関との連絡調整</li> </ul>
地域住民による点検、評価の機会の提供及び意見等集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民からの地域運営・地域活動に関する相談や意見の受付</li> <li>・地域住民からの議事録及び会計帳簿等の閲覧要求にかかる受付及び資料開示</li> </ul>
その他庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書・事業報告書、収支予算書・収支決算書等各種書類作成事務</li> <li>・各種会議の議事録、会計帳簿等各種書類の管理</li> <li>・地域活動協議会活動の広報・啓発に関する業務（ただし、活動に直接関係する広報経費は活動費補助金で対応すること）</li> <li>・地域住民が集まる場（集会所、憩の家等）の管理</li> <li>・その他庶務的事務（予算書、決算書などの書類作成その他）</li> </ul>

別表第5（第2条第4項関係） 運営費補助金の補助対象経費

経費区分	内容等
報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務員への報酬の経費 (雇用、有償ボランティア等形態は問わない。1人あたりの時間単価は大阪府最低賃金が上限)</li> </ul>
報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師謝礼等 ・謝礼金の基準は、大阪市の講師謝礼基準を準用し、これを超える部分は対象外</li> </ul>
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙、コピー代、プリンターインク、文房具等事務用品、書籍（雑誌、定期刊行物等のほか、購入予定価格が5,000円（税込）未満の図書）等購入経費等</li> <li>・個々は消耗品に属する物の集合体（セットもの）</li> <li>・コンピューターソフト、CD、DVD等他の機器にセットすることによって機能する物品で、備品として管理することが困難なもの（ただし、50,000円（税込）未満とする）</li> <li>・風雨にさらされる屋外のように特別な環境に常時置かれる物品で、備品として管理することが困難なもの（立看板など）</li> </ul>
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議用、接待用の茶菓代 ただし、1人1回あたり200円（税込）以内の経費</li> <li>・アルコール類は補助対象外</li> </ul>
印刷製本費	・会議用文書、地域内新聞、パンフレット等の印刷経費等
光熱水費	・事務所維持運営に伴う電気、ガス、水道代等
通信費・保険料・手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便料、電話代、プロバイダー経費（通信費）</li> <li>・社会保険料（保険料）</li> <li>・不動産登記手数料等（手数料）</li> </ul>
委託料	・運営業務に伴う委託料（ただし、事務全体を委託する場合を除く）
使用料及び賃借料	・事務所経費等、地活協の運営に係る議事等に使用するための会場借り上げ経費
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話機、FAX、机、椅子、パソコン、プリンター、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード、カメラ、ビデオカメラ、文書保管庫等購入経費等（ただし、50,000円（税込）以上の備品）</li> <li>・書籍（雑誌、定期刊行物等を除き、購入予定価格が5,000円（税込）以上の図書等）購入経費等</li> </ul>
その他経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内交通費、市外への旅費、費用弁償等</li> <li>・備品等の修繕費用等</li> <li>・事務所運営に伴う軽微な建物修繕費用</li> <li>・収入印紙代等</li> <li>・講習会等の参加会費</li> <li>・その他補助対象と市長が認める経費</li> </ul>

別表第6（第2条第4項関係） 運営費補助金の補助対象とならない経費

経費区分	内容等
報酬	<ul style="list-style-type: none"><li>・役員報酬等、補助事業と直接的に関連性がないもの</li><li>・1人1時間あたり大阪府最低賃金を超える部分</li></ul>
報償費	<ul style="list-style-type: none"><li>・謝礼金のうち、大阪市の講師謝礼基準を超える部分</li></ul>
食糧費	<ul style="list-style-type: none"><li>・茶菓代のうち、1人1回あたり200円（税込）を超える部分</li><li>・アルコール類</li></ul>